



徴管 2 - 29
令和4年4月26日

日本税理士会連合会
会長 神津 信一 殿

国税庁
徴収部長 飯守 一文

キャッシュレス納付の利用拡大に向けたお願い（依頼）

平素から税務行政につきまして、深い御理解と多大な御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

国税庁におきましては、納税者利便の向上の観点から、納付手段の多様化に取り組むとともに、現金管理等に係る社会全体のコスト縮減のため、ダイレクト納付を中心としたキャッシュレス納付の利用拡大について積極的に取り組んでまいりました。

令和2年7月に閣議決定された「規制改革実施計画」においては、オンライン利用率を大胆に引き上げる目標を設定し、オンライン利用率の引上げに取り組むこととされたところ、規制改革推進会議「第1回デジタル・ガバメントWG」での審議を受け、国税の納付手続がその対象手続とされました。このため、「オンライン利用率引上げの基本計画」（以下「基本計画」といいます。）を策定し、令和7（2025）年度末までにキャッシュレス納付割合について4割を目標として設定し、基本計画に沿って取組を進めることとしております。

現状、国税の納付については、キャッシュレス納付割合は約3割にとどまっており、金融機関、税務署等の窓口納付が大宗を占めております。

各税理士会及び各税理士の皆様におかれましては、従来からダイレクト納付の利用勧奨に御協力いただいているところ、現状を踏まえ、更なるキャッシュレス納付の推進、ひいてはデジタル社会の形成を推進していくためには、税務に関する専門家としての皆様方のなお一層の御理解と御協力が不可欠と考えております。つきましては、キャッシュレス納付、とりわけダイレクト納付の利用拡大について御高配を賜り、顧問先による利用を積極的に働きかけていただきますとともに、顧問先に対し利用環境の整備などについて御助言いただきますようお願い申し上げます。

なお、地方税共通納税システムの利用により、地方税についてもダイレクト納付が利用可能となり、利便性が向上しておりますので、この点も踏まえ、働きかけていただきますようお願い申し上げます。

本件につきましては、国税局及び税務署から、税理士会及び支部並びに税理士の皆様へ同趣旨のお願いをさせていただくことがございますので、その旨併せてご周知いただきますよう、よろしくようお願い申し上げます。

参考資料

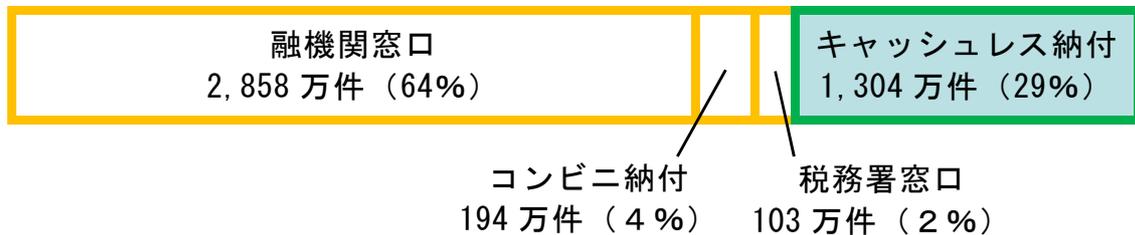
参考資料 1 国税のキャッシュレス納付割合（令和 2 年（2020）年度実績）

参考資料 2 規制改革実施計画（抜粋）

参考資料 3 オンライン利用率引上げに係る基本計画（令和 3 年 10 月 18 日）

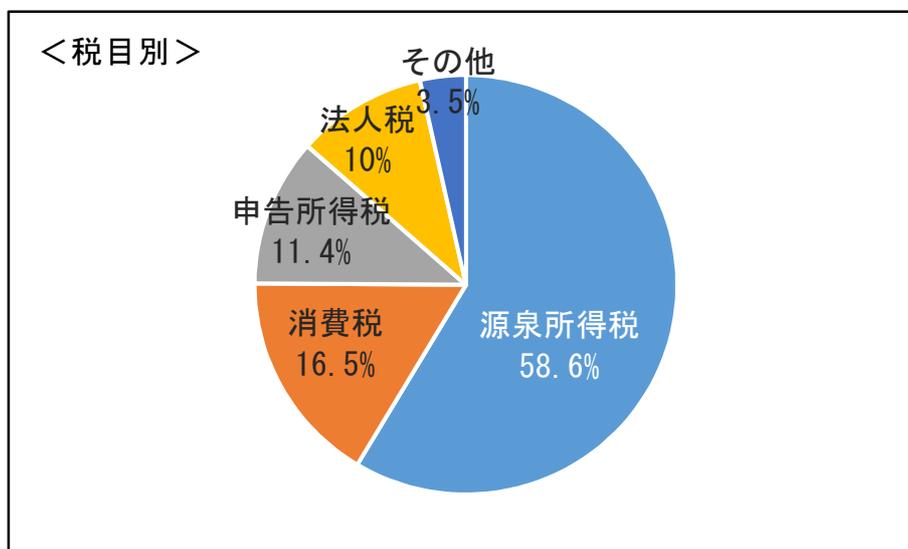
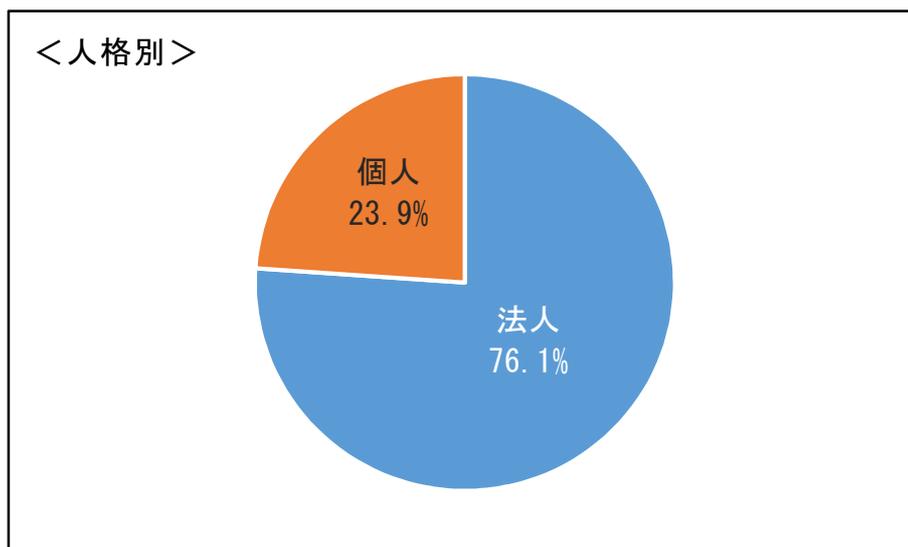
国税のキャッシュレス納付割合 (令和 2 年 (2020) 年度実績)

1 納付件数 (手段別内訳)



※ 「キャッシュレス納付」とは、現金（紙幣・硬貨）を使用しない納付方法を意味し、振替納税・ダイレクト納付・電子納税・クレジットカード納付の合計を指す。

2 窓口納付の内訳



規制改革実施計画（抜粋）
【令和 2 年 7 月 17 日閣議決定】

II 分野別実施事項

6. デジタルガバメント分野

(1) 規制改革の観点と重点事項

国・地方公共団体を通じたデジタルガバメントの推進による行政手続コストの削減、コロナ危機を経てあらわになった課題への対応といった観点から、(2) 行政手続コスト 20%削減等、(3) 新たな取組について、重点的に取り組む。

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
7	個別分野におけるオンライン利用率の大胆な引上げ	<p>各府省は、それぞれ所管する行政手続のうち、事業者から要望の強いものなど優先度の高い手続について、それぞれの手続の実情を踏まえ、オンライン利用率を大胆に引き上げる目標を設定し、可及的速やかに取組を行うべきである。この場合において、取組の対象は、当該手続単体ではなく、前後の手続を含め、エンドツーエンドでデジタル化が図られるよう、対象となる手続に係る事業全体とする。</p> <p>取組に当たっては、目標オンライン利用率を定めるだけでなく、オンライン利用率を引き上げる上での課題を分析した上で、必要な取組を明らかにし、課題解決のための中間的な指標をKPIとして設定した上で、各府省自ら、定期的に取り組の進捗状況等をチェックし、取組の見直しを行うことにより、PDCAサイクルを確立するものとする。その際には、利用者目線からの第三者的なチェックを受ける機会を設けることも原則とする。また、取組の進捗状況、デジタル技術の進展、社会の変化等を踏まえ、目標オンライン利用率の引上げや目標期間の短縮等の措置を取るものとする。</p> <p>規制改革推進会議は、各府省に対し、優先順位が高い手続の選定及び現在のオンライン利用率を踏まえた高い目標設定を求めるとともに、各府省の取組内容及び他のKPI等をチェックし、デジタル化を妨げる要因について、その解決を求めるものとする。</p>	令和 2 年度 目標の設定・計画の策定、可及的速やかに必要な措置	全府省

規制改革実施計画（抜粋）
【令和3年6月18日閣議決定】

II 分野別実施事項

1. デジタルガバメントの推進

(1) 規制改革の観点

コロナ危機において脆弱性があらわになった「書面・押印・対面」を原則とした制度・慣行・意識を抜本的に見直し、デジタルガバメントの実現を目指す観点から、以下の事項について、重点的に取り組む。

(3) オンライン利用の促進

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
5	オンライン利用率を大胆に引き上げる取組	<p>a 各府省は、令和2年度に旗艦的なものとして開始した以下の28 事業について、規制改革推進会議が示す考え方も踏まえ、短い期間でPDCAを回してオンライン利用率を大胆に引き上げる取組を着実に推進する。</p> <p>(前略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国税申告手続（法人税・消費税（法人））（財務省） ・ 国税納付手続（財務省） <p>(後略)</p> <p>b～j（省略）</p>	<p>a:引き続き措置 b～j（省略）</p>	<p>a:内閣府 警察庁 金融庁 総務省 法務省 財務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省 b～j（省略）</p>

様式1

別紙1-②<様式1>

オンライン利用率引上げに係る基本計画（令和3年10月18日）

府省名	財務省
対象事業名	国税納付手続等

1. 対象手続一覧

手続ID	手続名	手続類型	手続主体	手続の受け手	総手続件数 (令和元年度)	オンライン 手続件数 (令和元年度)	オンライン 利用率 (令和元年度)	オンライン 利用率目標	取組期間 (達成期限)
57633	国税納付手続	申請等	国民等、民間事業者等	国	44,844,944	11,476,233	25.6%	40%	5年(令和7年度末)
57218	納税証明書の交付請求	申請等	国民等、民間事業者等	国	1,446,701	174,356	12.1%	20%	3年(令和5年度末)

※オンライン利用率目標・取組期間の設定は事業内の主要手続のみとする。

2. 対象事業の概要

納税者は、申告等により確定した税額等に基づき、各種キャッシュレス納付のほか、金融機関やコンビニエンスストア、税務署の窓口で国税を納期限までに納付する。

また、納税者は、納付税額、所得金額又は未納の税額がないことなどの証明書の交付を請求することができ、税務署長は当該請求に基づき証明書を発行し、発行手数料を受領の上、交付する。

※ 以下の手続は本事業（国税納付手続）に含まれている。

- ・ 居住者又は内国法人の報酬若しくは料金、契約金、賞金又は年金についての所得税徴収高計算書（手続 I D57639）
- ・ 居住者又は内国法人の定期積金の給付補てん金等の所得税徴収高計算書（手続 I D57640）
- ・ 居住者又は内国法人の配当等についての所得税徴収高計算書（手続 I D57641）
- ・ 非居住者又は外国法人の所得についての所得税徴収高計算書（手続 I D57642）
- ・ 居住者の給与等、退職手当等及び弁護士等の報酬若しくは料金についての所得税徴収高計算書（手続 I D57643）
- ・ 居住者又は内国法人の利子等、投資信託又は特定目的信託の収益の分配及び匿名組合契約等に基づく利益の分配についての所得税徴収高計算書（手続 I D57644）

3. 対象事業のオンライン化の状況（対象事業自体がオンライン化未実施の場合は、オンライン化までのスケジュールを記載）

国税納付手続、納税証明書の交付請求とも、オンラインにより完結することができる。

